

原産品判定審査時の申請者向けメッセージに係るメール送信機能の実装について

2024年4月18日

日本商工会議所

2024年1月30日に「原産品判定審査時における申請者向けメッセージ機能の追加について」(<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa/20240130hanteishinsamessage.pdf>)でご案内のとおり、本年2月5日より、判定事務所が本欄に典拠書類の追加提出や申請内容の修正依頼等に関するメッセージを入力すると、判定申請者が「申請者へのメッセージ」欄に入力された文章を確認できるようになっています。

この度、判定事務所が原産品判定審査を行い、「保留」もしくは「否決」と判断した場合、原産品判定依頼書の「本件に関するご担当者」および「判定審査完了のメール送信希望」に入力したメールアドレス宛に「保留」もしくは「否決」理由を記載したメールを送信する機能を4月25日に実装いたします。

メールの例文は以下のとおりです。メール本文内の「判定事務所が「申請者へのメッセージ」欄に入力した文章」に、判定事務所が「保留」もしくは「否決」と判断した理由が明記されていますので、ご確認をお願いします。

なお、「保留」もしくは「否決」時のメール送信は、判定事務所が案件ごとに判断します。そのため、判定事務所から必ずしも以下の例文どおりのメールが届くわけではなく、電話等で連絡が入る場合もありますので、あらかじめご了承ください。

1. メールの例文

(1) 保留時

メールタイトル	第一種特定原産地証明書に係る原産品審査の保留についてのご案内
メール本文	企業名 担当者名 (※) 様 このメールは経済連携協定に基づく、第一種特定原産地証明書の判定審査の保留をお伝えするメールです。 お客様が判定依頼いただいている案件のうち、以下の判定受付番号について、ご提出いただいた判定資料について確認事項があるため、保留としました。 判定受付番号：8桁 判定事務所が「申請者へのメッセージ」欄に入力した文章 ***** このメールは、システムより自動的に送信されています。 配信専用ですので返信はできません。 ----- 【お問い合わせ先】 日本商工会議所 事務所名 住 所：事務所所在地 電 話：事務所電話番号 *****

(※)「本件に関するご担当者」の氏名。「判定審査完了のメール送信希望」のメールアドレス宛の場合は、原産品判定依頼書作成時にログインしていたユーザー名

(2) 否決時

メールタイトル	第一種特定原産地証明書に係る原産品審査の否決についてのご案内
メール本文	<p>企業名 担当者名 (※) 様</p> <p>このメールは経済連携協定に基づく、第一種特定原産地証明書の判定審査の否決をお伝えするメールです。 お客様が判定依頼いただいている案件のうち、以下の判定受付番号について、ご提出いただいた判定資料から商品の原産性の確認が困難であるため、否決としました。 判定受付番号：8桁</p> <p>判定事務所が「申請者へのメッセージ」欄に入力した文章</p> <p>*****</p> <p>このメールは、システムより自動的に送信されています。 配信専用ですので返信はできません。</p> <p>-----</p> <p>【お問い合わせ先】 日本商工会議所 事務所名 住 所：事務所所在地 電 話：事務所電話番号 *****</p>

(※)「本件に関するご担当者」の氏名。「判定審査完了のメール送信希望」のメールアドレス宛の場合は、原産品判定依頼書作成時にログインしていたユーザー名

2. 「本件に関するご担当者」のメールアドレスの必須入力

標題の関連で、判定審査に関する判定申請者と判定事務所間の連絡をより円滑にする観点から、「本件に関するご担当者」の「E-mail：半角」欄の入力を必須といたします。
メールアドレスは1名分のみで、必ず届くメールアドレスをご記載ください。

原産品判定依頼書 メニューに戻る

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎	氏 名：全角	
	◎	電話番号：半角	
		FAX番号：半角	
		E-mail：半角	

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する <input checked="" type="radio"/> 希望しない	E-mail：半角	
------------	--	-----------	--

※メインメニューで初期値を設定できます。

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定および RCEP 協定は3年間)、発給機関に保存されます。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部
[お問い合わせフォーム](#)